

医 事 課

1. 医師確保対策について

I. 医学部入学定員の動向

我が国では人口当たり医師数が OECD 平均を下回っており医師の絶対数の不足が指摘されている。そのため、平成 20 年度より医学部入学定員については、段階的に増員を行っている。

その結果、平成 23 年度の入学定員については、過去最大の 8,923 名であり、平成 19 年度と比べて 1,298 名の増員となった。平成 24 年度についても、更に同様の枠組みで 68 名の増員を行って 8,991 名とする予定である。

○平成 24 年度における医学部入学定員の増員について

(1) 増員の枠組み

①「地域枠」・・・65 名

☐ 各都道府県と当該県内外の大学が連携し、地域医療を担う医師を養成するための定員増。(各都道府県の地域医療再生計画に基づき(地域医療再生基金の活用が可能)、医師確保に係る奨学金を活用し、選抜枠を設けて医師定着を図ろうとする大学の定員増を認める。)

②「研究医枠」・・・3 名

☐ 研究医を養成するための定員増。

(2) 増員期間

平成 31 年度までの 8 年間(前回の医学部定員増と終期をそろえるという考え方。以降の取扱いは、その時点の医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断する。)

(3) 増員数

総数 68 名 (地域枠 65 名 + 研究医枠 3 名)

Ⅱ．医師の勤務環境の改善について

近年、医師国家試験の合格者に占める女性の割合は約 3 分の 1 となっており、特に産婦人科・小児科については 20 代の女性医師の割合が半数を上回っている現状もあるため、出産や育児といったライフステージに応じた就労を支援するための取組が課題となっている。

このため、平成 22 年度から「女性医師等就労支援事業」を実施し、女性医師の離職防止・復職支援を行っており、平成 24 年度予算案においても、医療提供体制推進事業費補助金（250 億円）のうちの一事業として、予算計上している。

医療提供体制推進事業費補助金は、都道府県の裁量で各事業への配分を調整できる仕組みとなっていることから、未実施の都道府県においては、本事業に必要な財源を確保し、女性医師の離職防止や復職支援の取り組みを積極的に実施していただきたい。

○女性医師等就労支援事業

女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。

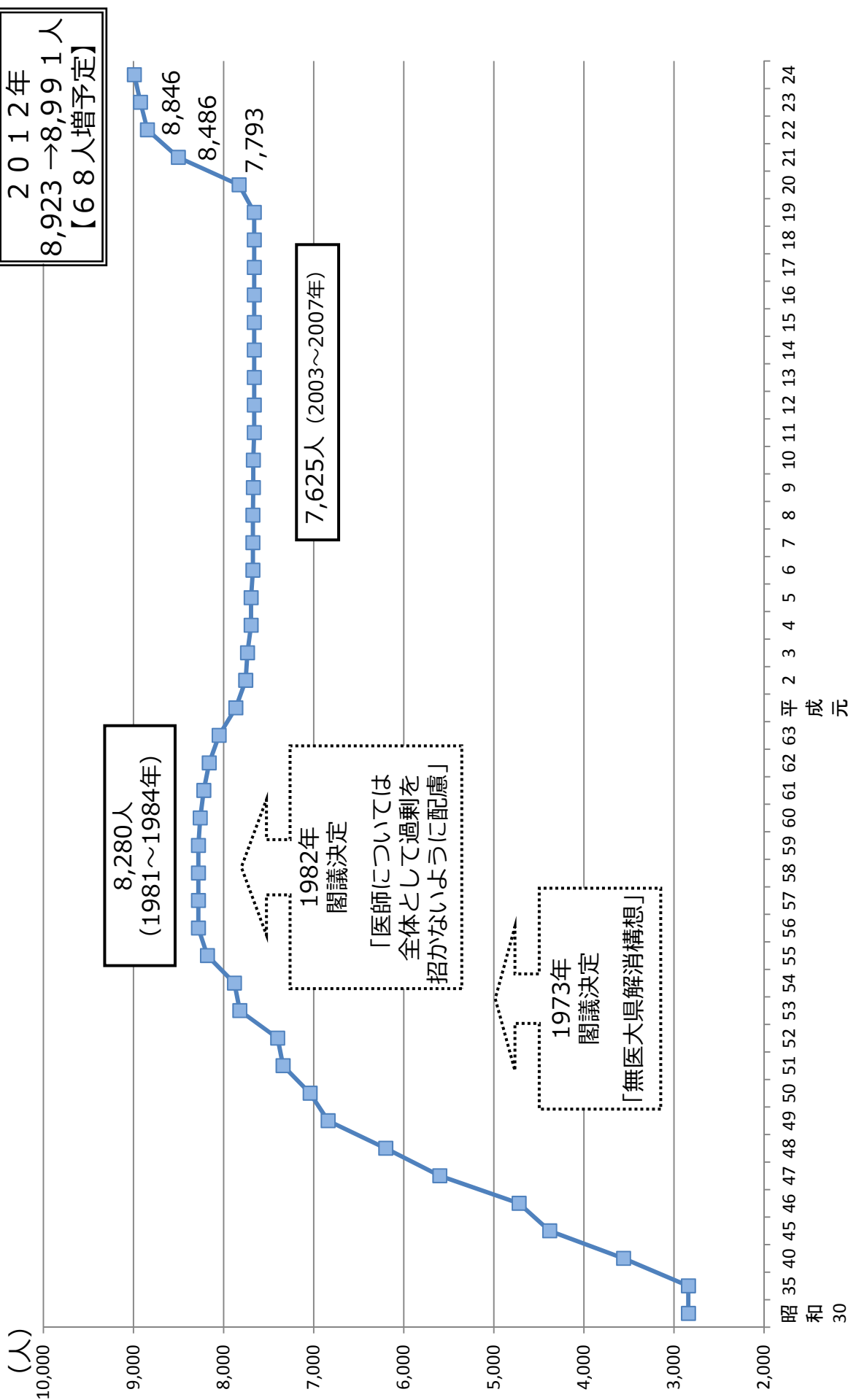
このため、出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言及び就労環境の改善を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図るために必要な経費を補助するものである。（平成 23 年度 36 都道府県）

また、社団法人日本医師会へ委託している「女性医師支援センター事業」において、再就業を希望する女性医師の就業斡旋等を行うことにしており、当該事業との連携を図ることにしている。
（就業成立実績：平成 24 年 1 月末現在 279 件）

医学部入学定員の年次推移

○医学部の入学定員を、過去最大規模まで増員。

(平成19年7,625→平成24年8,991人予定 (計1,366人増))



2. 医師臨床研修等について

(1) 平成24年度以降の対応について

平成21年度に見直しがなされた基幹型臨床研修病院の指定基準について、当該基準を満たさない病院にあっては、平成24年3月31日までの間について、研修医の募集を行う年度を起点として過去3年間に研修医の受入実績がある場合に限り、基幹型臨床研修病院としての指定を継続する、いわゆる激変緩和措置を適用することとしている。

同措置の適用対象となっている基幹型臨床研修病院に対しては、①臨床研修に関する病院の指導・管理体制及び②在籍する研修医の基本的診療能力について訪問調査を行い、その結果を踏まえ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見等を聴いて、平成24年度以降の指定の継続の適否を決定することとしている。

(2) 医師臨床研修にかかる補助金

臨床研修病院が、適切な指導体制の下で臨床研修を実施することを支援する臨床研修費等補助金（医科分）は、平成24年度予算案において、132億円を計上している。

各都道府県におかれては、管轄内の病院が臨床研修を円滑に実施するために、当補助事業を積極的に活用できるようご配慮いただくとともに、各地域において理想的な医師養成のネットワークの形成に取り組むことをお願いする。

（参考）臨床研修費等補助金

【臨床研修指導医確保事業】

10億円

医師不足地域の臨床研修指導医や研修医を確保するため、大学病院や都市部の中核病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携して臨床研修を行うための経費

【臨床研修に関する地域協議会設置促進事業】

1億円

都道府県等が設置する臨床研修に関する地域協議会において、研修医の地域定着を図る研修プログラムの開発や研修医の適正配置に関する協議を行うための経費

(3) 臨床研修制度の評価に関するワーキンググループ

次回の医師臨床研修制度の見直しに向けて、臨床研修の実施状況や地域医療への影響などに関する実態を把握し、論点を整理する目的で、平成23年7月より臨床研修制度の評価に関するワーキンググループを開催しており、平成24年内を目途に論点のとりまとめを行う予定。

(4) 専門医の在り方に関する検討会

医師の質の一層の向上及び医師の偏在是正を図ることを目的として、専門医に関して幅広く検討を行うため、平成23年10月より専門医の在り方に関する検討会を開催しており、平成24年度内を目途に報告書のとりまとめを行う予定。

3. 医師、歯科医師の行政処分等について

(1) 医療関係資格者の行政処分対象事案の把握等について

医療関係資格者の行政処分対象事案の把握については、かねてより御協力いただいているところであるが、情報入手の適正化の観点から平成16年より医師及び歯科医師が刑事事件の被疑者として起訴された場合及び判決が出された場合に、法務省から当省に対し、医師の氏名、事件の概要等の情報が提供されることとなっている。

このため、法務省から提供のあった情報を含め、各都道府県に判決書の入手等を依頼することとしているので、引き続き御協力をお願いする。

また、その他の医療関係資格者については、従前の取扱いと同様に各都道府県に対象事案の把握及び判決書の入手等を依頼することとしているので、引き続き御協力をお願いする。

(2) 医師等に対する再教育研修に係る弁明の聴取について

平成19年度から、医師及び歯科医師の行政処分対象者に厚生労働大臣が再教育研修受講を命ずることとなったが、被処分者にとっては不利益処分となるため、処分に先立って弁明の聴取を行う必要がある。

行政処分対象者の意見の聴取等については、かねてより御協力いただいているところであるが、これに加えて、再教育研修に係る弁明の聴取も行って頂きたい、引き続き御協力をお願いする。

4. 医師等の資格確認について

(1) 医療機関、保健所等における資格確認について

医療機関等において、医師、歯科医師及びその他の免許資格職種を採用する場合は、免許証等の原本により資格を有していることの確認を求めているほか、保健所等において、免許証の再交付申請があった場合は、厳密に本人確認を行うよう求めているところである。

しかしながら、平成20年度には、偽造した医師免許証又は看護師免許証の写しを使用して、無資格者が長年にわたり医業等を行っていたという事例が発生し、また、昨年には、偽造した医師免許証を使用して、東日本大震災の被災地で医師と称してボランティア活動を行っていたという事例も発生しており、誠に遺憾である。

医師等の資格確認については、昭和47年1月19日付医発第76号、昭和53年3月20日付医発第289号及び昭和60年10月9日付健政発第676号により通知しているところであるが、今後このような事例が発生することのないよう、医療関係職種の採用の際には免許証の原本確認を十分行うよう関係部局、貴管下保健所、病院、診療所等関係機関に対し、指導されたい。

また、医師、歯科医師については、平成19年4月から厚生労働省ホームページ上で運用を開始した「医師等資格確認検索システム」(<http://licenseif.mhlw.go.jp>)も活用するなどにより適正な資格確認を行うよう徹底願いたい。

(2) 免許登録申請手続の迅速化について

医師等医療関係職種の新規免許登録については、例年3月末から4月にかけて登録申請が集中し、申請から登録完了まで一定の期間を要していることから、医事課試験免許室が行う審査業務等をさらに効率化し、免許登録事務の迅速化を図ることとしている。

また、保健所への申請書提出から医事課試験免許室への進達までに要する期間について、都道府県によって差が生じているとの指摘もあることから、各都道府県の関係部局及び管下保健所においては、審査が終了した申請書を留め置くことなく、速やかに進達するよう迅速化に努めて頂きたい。

5. 消費者委員会の建議について

(エステ・美容医療サービスに関する消費者問題)

- 12月21日に、消費者委員会より「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」が発表され、その中で、厚生労働省に対して、エステ等による健康被害等に関する情報の提供と的確な対応を求められている。
- 厚生労働省（医政局医事課）としては、無資格者による脱毛・アートメイク等への対応として、平成13年に「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」を発出し、違反行為に対する指導等について皆様に御協力をお願いしてきたところ。
- 通知に書かれているような、勧告や告発に至らずとも、違反事例に接した場合には、当該違反者に対する行政指導、警察への情報提供等による御協力を、引き続き、お願いしたいと考えている。



エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議

平成23年12月21日
消費者委員会

■ エステ美容医療サービスに関する消費者問題についての建議事項

調査結果のポイント

- 都道府県において、消費者行政部局から保健所等へ、必ずしも被害情報が提供されておらず、情報が活用されていない
- 都道府県の医療・保健衛生部局(保健所等)では、指導等を行うにあたっての運用上の工夫やノウハウが不足している
- 危害情報の中には、「レーザー脱毛」「まつ毛エクステンション」等、資格を要する施術について、医師法・美容師法等の法令への違反が疑われるものが見られる
- 資格が不要で技術レベル・衛生管理等に関する公的な指針が特にない施術においても、危害が生じている事例が見られる

- 消費者が参考にしているインターネット上等の表示・広告に不適切な事例が多く見られる
- エステ・美容医療サービスの広告に対し、医療法、景表法ともに、行政指導は十分行われていない

- 患者(消費者)の理解と同意が十分に得られていないことと起因するトラブルが見られる
- 美容医療については、患者は結果の実現を強く希望しており、事前に十分説明し、理解を得る必要がある

建議のポイント

1. 健康被害等に関する情報の提供と的確な対応
 - 消費者庁は、都道府県に対し、健康被害に係る情報や衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合、保健所等に情報提供するように要請すること
 - 厚生労働省は、都道府県等に対し、健康被害等に関する情報を把握した場合の対応について、運用上の工夫やノウハウ、具体例等を整理し示すこと
 - 消費者庁は、今後の健康被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて、関係省庁への要請、消費者安全法に基づく注意喚起及び措置要求を行うこと

2. エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置
 - 厚生労働省は、各施設による健康への影響等を分析し、必要に応じて、技術基準の整備や法解釈の見直し等について検討すること
 - 厚生労働省は、施設の際の衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理のための指針を整備する等の措置を講ずること

3. 不適切な表示(広告)の取締りの徹底

- 厚生労働省は、消費者視点で好ましくないと判断されるインターネット上等の表示を取り締まるための措置を講ずること。また、都道府県における関係部局間の連携を再度要請するとともに、適切な法執行を要請すること
- 消費者庁は、都道府県に対し、医療機関が行う広告についても景表法の指導の対象となることを徹底し、自らも法執行を適切に行うこと

4. 美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底

- 厚生労働省は、緊急性がそれほど程高くない美容医療サービスを提供する場合に、患者(消費者)に必ず説明し、同意を得るべき内容等を盛り込んだ指針等を整備し、周知を図ること

6. 異状死死因究明について

- 監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除いて、異状死の死因究明のための解剖については、広く実施されているとは言えない状況にある。
- このような現状に鑑み、異状死の死因究明のための体制づくりを支援するため、平成22年度から「異状死死因究明支援事業」により、警察や大学法医学教室との連携等により独自に解剖等の取組を行っている地方公共団体に対し、行政解剖や死亡時画像診断に要する経費の財政支援を行っているところであり、平成24年度予算案においても引き続き予算計上している。
(平成23年度 9都県)
- 併せて、死亡時画像診断のためのCT等の施設・設備整備費を補助する「死亡時画像診断システム整備事業」についても、引き続き予算計上している。
- なお、犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の構築については、犯罪対策閣僚会議の下に、死因究明制度に関するワーキングチームが置かれ、第1回が昨年8月に開催され、関係省庁で検討を進めている。
- 厚生労働省としては、解剖によって得られる情報を公衆衛生の向上のために活用できるようにすることが重要と考えており、都道府県のご意見を聞きながら、検討したいと考えている。

7. 医療従事者の養成について

- (1) 医師等医療関係職種の状態試験については、各職種の更なる質の向上を図る観点から、適宜、試験の改善を図り、その実施に努めているところである。

また、平成24年の状態試験は、資料(Ⅱ)医事課の「9. 平成24年医政局所管状態試験実施計画」のとおり実施するので、合格発表後の免許申請手続きにあたっては、引き続き適切な実施方をお願いする。

- (2) 医療関係職種の養成所については、近年、指定規則に適合しない教員による授業の実施や、学則に適合しない授業の実施など、不適切な事例が多数見受けられることから、各地方厚生(支)局を中心として指導監督を徹底していくこととしており、引き続きご協力をお願いする。

8. あはき無資格者の取締り等について

- あん摩、マッサージ又は指圧について、無資格者が業として行っているとの情報が当課に多く寄せられているところである。
- このため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。)第1条により、免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないこととなっていることについて、周知・啓発を図られたい。
- また、免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取扱いについては、「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについて」(昭和39年11月18日付け医発第1379号)において示している趣旨を踏まえ、保健所等関係機関とも連携し、その徹底を図られたい。
- さらに、あはき法第1条のあん摩、マッサージ又は指圧が行われていない施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設においてあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであるので、各都道府県におかれても、このような広告を行わないよう指導をお願いする。

(関連のホームページ)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hour
ei/061115-1.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hour
ei/061115-1.html)